平成２８年（フ）第６７号
函館市美原１丁目44番13号
債務者　高島　清一
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
函館市東川町４番８号
債務者　對馬　春樹
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
函館市亀田本町56番２―305号
債務者　平野　信子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
函館市富岡町２丁目51番15号　前側ハイツ
債務者　後藤　尚美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４２７号
大阪府池田市旭丘２丁目６番16号
債務者　髙橋　悦子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３号
大阪市淀川区新北野３丁目11番18号　サンプラザ新北野Ｃ棟　302号
債務者　大橋　　豪
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６３号
大阪市西淀川区野里１丁目２番６号サンシャトー野里401号室
債務者　村上　尊紀
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７６号
大阪府茨木市真砂３丁目８番９号　リファインドカースル207号
債務者　辻本　恵里
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０３号
大阪市西淀川区大野３丁目３番32号　アペックス15　305号室
債務者　石原婦美江
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０５号
大阪府守口市八雲東町１丁目２番４号、前住所大阪市城東区東中浜６丁目６番９号
債務者　高橋　大地
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０５号
大阪府東大阪市衣摺２丁目６番26号　ヴェルデパティオ　Ａ101号
債務者　橋本　　渉
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３００号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ８―303号
債務者　粟津　**初**惠
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３２号
大阪市福島区大開３丁目６番５号今井メリヤス111号、事業所所在地大阪市福島区海老江６丁目11番６号１号ビル地下第４号
債務者　濵脇鉄工所こと　濵脇　菊登
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３３号
大阪市福島区大開３丁目６番５号今井メリヤス111号
債務者　濵脇カツエ
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２３号
大阪府東大阪市新町24番13―307号
債務者　金澤　愼治
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７７号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目７番16号
債務者　岩本ますみ
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０号
岡山県総社市真壁631番地
債務者　守屋　広子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係